

分野3 療育・教育の充実

＜現状と課題＞

支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、個々の子どもの状態やライフステージに応じた支援に取り組む必要があります。

更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

また、住み慣れた地域や学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進める必要があります。

障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実させが必要との意見が寄せられております。

＜2016年度 障がい児者実態等調査から＞

今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- ・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- ・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

◆基本方針

基本方針1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係

機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが個々のニーズに応じた適切な支援を受けながら、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

◆基本施策

- 基本施策1** ライフステージに応じた支援体制の充実
- 基本施策2** 療育の充実
- 基本施策3** 学校教育の充実
- 基本施策4** 成人期への移行支援

◆基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、関係機関が相互に連携しながらライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者へのニーズにどのように対応していくか、札幌市における障がい児支援体制の在り方について検討します。

◆重 点 取組>

◆障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

児童発達支援センターに障がい児支援マネージャーを配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行ふことで、児童発達

支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆~~医療的ケア~~医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの

支援のあり方について検討（新規）

~~医療的ケア~~医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへ

の支援の在り方について、平成29年度中に設置する医療、保健、

保育、教育、福祉関係者による協議の場において検討します。

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センター

における来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした

「地域教育相談」を実施します。

◆児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に

入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関と

の効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における

児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

また、平成29年4月に策定した「第二次札幌市児童相談体制

強化プラン」に基づき、児童相談所と各機関の役割分担や情報

共有の在り方を整理します。

◆子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに

関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、

こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん
公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間
の調整等を行います。

きほんしきく りょういく じゅうじつ 基本施策2 療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。
- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター(ちくたく)、札幌市自閉症・発達障がい支援センター(おがる)、札幌市児童相談所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、様々なニーズへの対応を図ります。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

- ◆ 療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）
- にゅうようじけんこうしんさとう つう はったつ しんぱい こ たいしょう
乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象
- こ じょうたい おう りょういく じっし どうじ ほごしゃ
に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の
- ふくざつ ふあん き もう う と しょう き
複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう
- はたら こ こ こ あ しんろ とも かんが ひつよう じょうほう
に働きかけ、個々の子どもに合った進路と共に考え必要な情報

を提供します。

また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。

◆札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センターを開設しました。

このセンターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療センター・自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら支援をしています。

また、子どもに対する総合的な支援とともに、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成

など、地域に対する支援を強化していきます。

◆児童発達支援センターの機能充実

児童福祉法に基づき、主に未就学の障がい児に対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指し、その将来的な在り方に關して、利用者や、外部有識者を交え、検討します。

◆私立幼稚園等における特別支援教育の推進

私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。

◆障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者にたいして指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ
障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。
また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある児童等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受け入れの促進を図ります。

基本施策3 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを自指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

<重点取組>

- ◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力

を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※1)や、「学びのサポートー」(※2)の活用により一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ
→ 22ページ参照

※2 学びのサポートー
特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助として、学校生活及び学習を行ううえで必要な支援を行う有償ボランティア。

◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備を推進します。

また、市立高校における通級指導の導入について検討します。

基本施策4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの

ば じゅうじつ けんとう
場の充実について検討します。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

◆市立高等支援学校における教育の充実

しりつこうとうしえんがっこう きょういく じゅうじつ
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育
ないよう みなおとう けんとう すす
内容の見直し等について検討を進めます。

へいせい ねん あらた かいせつ しりつさっぽろ もりこうとう
また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等
しえんがっこう しりつさっぽろほうめいこうとうしえんがっこう そうご れんけい きょうどう
支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同
がくしゅうとう しゅうろうしえんたいせい じゅうじつ はか つと
学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。